

新型コロナウイルス感染症軽症者等のための宿泊療養施設向け  
飲食料品・消耗品等物品売買単価契約 仕様書

1 期間

令和4年1月4日～令和4年1月31日

期間満了日の14日前までに、甲乙いずれからも申出がなければ、本契約と同一の条件で更に1月間更新されるものとし、以後も同様とする。

本契約を解除する場合には、期間満了の14日前までに、他方当事者に通知するものとする。

2 履行場所

県が指定する鹿児島市内の宿泊療養施設

3 業務内容

新型コロナウイルス感染症の軽症者や無症状者（以下「軽症者等」という。）が入所する宿泊療養施設で使用する飲食料品・消耗品等を単価契約し、県の発注に応じて指定する納品期日までに納品する。

なお、指定する納品期日は土曜日・日曜日・祝日を含む。また緊急の必要がある時は、県の発注した日のうちに納品を求める場合があるほか、発注時間によっては夜間の納品を求める場合がある。

単価契約する飲食料品・消耗品等の製品仕様等及び購入予定数は別紙「新型コロナウイルス感染症軽症者等のための宿泊療養施設向け飲食料品・消耗品等物品売買単価契約に係る単価契約物品一覧」のとおり。なお、別紙の購入予定数は現時点での見込みであり、新型コロナウイルス感染症軽症者等の感染状況等により増減する場合がある。

4 その他

- (1) 業務の実施にあたり、受託者の責により宿泊療養施設内の備品等に損害を与えた場合は、受託者の負担により原形復旧すること。
- (2) 事故が発生した場合は直ちに県へ報告すること。
- (3) 仕様書に記載のない事項については、県くらし保健福祉部健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室長と協議して実施するものとする。